

◆ 新しい庁舎工事の安全を願って

## 市庁舎新築工事起工式を行いました

【問い合わせ】 管財課

☎ 22-9610 FAX 24-2440

4月17日(月)に四十九町の新庁舎建設予定地で、施工業者や設計監理業者、市関係者など約80人が集まって今後の工事の安全を祈願しました。

式典では、この地方で古くから家を建てる際、基礎を固めるときに歌われていた「伊賀石つき唄」が披露されました。

※工事期間は平成30年11月までで、新庁舎の開庁は平成31年1月を予定しています。



▲伊賀石つき唄保存会による土台の地固め



▲岡本市長が1日も早い完成をお願いしました。

◆ 土壌汚染の防止、水銀などのリサイクル推進のために

## 蛍光管の拠点回収を始めます

【問い合わせ】 さくらリサイクルセンター

☎ 20-9272 FAX 20-2575

市では、青山支所管内を除く地域で昨年4月から水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計の拠点回収を行ってきました。

水銀は健康・環境に悪影響を及ぼす可能性があるため、適正に回収・処理をする必要があり、蛍光管の中にも微量の水銀が含まれていることから、この度、家庭で排出される蛍光管の拠点回収を始めます。

【回収開始日】 6月1日(木)～

【回収場所】 本庁・各支所（上野・青山支所を除く）・さくらリサイクルセンター・各地区市民センター（青山支所管内、河合・山田地区市民センターを除く。）

【回収時間】 午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

※割れた蛍光管・水銀を含まないLED蛍光灯を処分する場合や、遠い・時間がないなどの事情で拠点回収場所まで持っていけない場合は、「埋立ごみ」の日に集積場へ出してください。

※蛍光管を買い替える場合は、なるべく販売業者に引き取ってもらってください。

※拠点回収場所に専用回収BOXを設置します。蛍光管を出す際は、購入時の箱に入れるなど、割れないように気を付けてください。

※会社や事業所の蛍光管の回収・処理は行いません。

◆ 行政情報番組「ウィークリー伊賀市」などにご意見をいただける人を募集します

## 行政情報番組検討委員会委員募集

【問い合わせ】 広聴情報課

☎ 22-9636 FAX 22-9617

ケーブルテレビで放送している行政情報番組がよりよい番組になるよう市民の皆さんに検討していただくため、委員を募集します。

【募集人数】 5人程度

【応募資格】 次の①②に該当する人

①市内在住・在勤・在学の満20歳以上の人

②市議会議員・市職員でない人

【開催回数】 年2回程度

※原則、平日の昼間2時間程度

【任期】 7月22日～平成31年7月21日

【報酬】 6,000円/日 ※市の規定による。

【応募方法】 応募動機（800字以内・様式自由）・住所・氏名（ふりがな）・年齢・性別・電話番号を記入の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで申し込んでください。

【選考方法】 作文審査

【応募期限】 6月1日(木) ※必着

【応募先・問い合わせ】

〒518-0869 伊賀市上野中町2976番地の1

上野ふれあいプラザ2階

伊賀市企画振興部広聴情報課

☑ kouchoujouhou@city.iga.lg.jp

# ◆市・県民税「特別徴収」の納税通知書を発送します 個人住民税の納税は特別徴収で

【問い合わせ】課税課  
☎22-9613 FAX22-9618

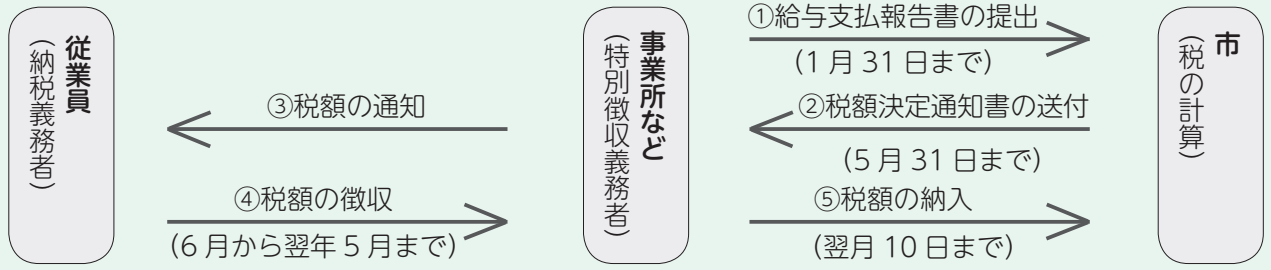
事業所などに勤務している人の個人住民税（市・県民税）は、所得税と同様に、原則として事業主が給与から特別徴収（給与天引き）した上で、従業員に代わって市町村に納入していただくことになっています。



※原則、パートやアルバイトなどの人も同様です。  
特別徴収をされていない場合は、事業主に確認してください。

- 従業員のメリット
  - 金融機関などでの納税の手間を省くことができる
  - 普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回（6月から翌年5月まで）のため、1回あたりの従業員の負担が少なくなる
- 事業所などのメリット
  - 所得税のように税額の計算や年末調整の必要がない
  - 従業員が常時10人未満の場合は、市長の承認を受けて年12回の納期を年2回にすることができる

## 【特別徴収による納税のしくみ】



※税額決定通知書の送付は、5月中旬を予定していますので、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】○課税課 ○三重県総務部税収確保課 ☎059-224-2131

# ◆ルールを守って適正に処理をしましょう しない！させない！不法投棄

【問い合わせ】廃棄物対策課  
☎20-1050 FAX20-2575



「処理費用がもったいない」などの自分勝手な理由で、山林の道路脇や空き地などの人目につかない場所への不法投棄が後を絶ちません。

特に、市が収集できないテレビや冷蔵庫などの家電製品やタイヤの不法投棄が毎年多数見つかっています。

市では、警察と連携し、不法投棄した人には厳しく指導を行っています。

## ◆適正な管理で、不法投棄の防止を

「草刈りがされていない」「ごみが散乱している」など、管理が行き届いていない土地は、不法投棄されやすくなります。不法投棄をした人がわからない場合は、土地の所有者が廃棄物の処理をしなければなりません。

日頃から除草や樹木のせん定をしたり、柵を設置するなど、不法投棄がされにくい環境づくりが大切です。

## ◆平成28年度の主な不法投棄物の回収状況

- テレビ：54台
- 冷蔵庫：15台
- タイヤ：239本
- 可燃・資源ごみなど：12,005kg

※市では、不法投棄防止のために、巡回パトロールや監視カメラの設置により、早期発見に努めています。不法投棄を見つけたら、廃棄物対策課または各支所振興課（上野支所を除く。）までご連絡ください。



◀不法投棄監視カメラ